

仮想通貨、マイナス金利の実務対応報告、公表議決

— ASBJ

去る3月9日、企業会計基準委員会は第380回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

仮想通貨に関する実務対応報告

前回(2018年3月10日号(No.1506)情報フラッシュ参照)示された内容から、一部修正された文案が示され、委員全員の賛成をもって公表議決された。

マイナス金利に関する実務対応報告

前回(2018年3月10日号(No.1506)情報フラッシュ参照)示された内容から、文案の内容については特に変更はなく、委員の賛成13名、反対1名で、公表議決された(3月13日に公表)。

反対票を投じた委員は、公開草案の議決の際と同様、「原則として『マイナスの利回りをそのまま利用する方法』に限定すべきであり、『利回りの下限としてゼロを利用する方法』を無制限かつ無期限に許容すべきではない」との意見を示した。

収益認識基準

(1) 検針日基準
第92回収益認識専門委員会

(2018年3月20日号(No.1507)情報フラッシュ参照)の議論を踏まえ、事務局より、電気事業およびガス事業の検針日基準において、代替的な取扱いを設ける場合の案(案1)と設けない場合の案(案2)の2案が示された。

案1の文案は次のとおり(案2は「結論の背景」の記載のみのため、割愛)。

適用指針—本文

(8) その他の個別事項

(毎月)の計量により確認した使用量に基づく収益認識

104 毎月、計量を実施することによって顧客の使用量を確認している場合(例えば、電気事業やガス事業における検針)で、決算月に実施した計量の日から決算日まで生じた収益の見積りが極めて困難と認められるときは、決算月に実施した計量の日から決算日まで生じた収益については見積計上せず、決算月の翌月の収益とすることができ。

105 前項の取扱いを適用する場合には、次の事項を注記する。
(1) その旨及び決算月に実施した計量の日から決算日まで生じた収益の見積りが極めて困難と認められる理由

(2) 当連結会計年度及び当事業年度の決算月の翌月に実施した計量により確認した使用量に基づく収益の額(この収益の額が、決算日の純資産や利益剰余金にどのように影響するか)の記述を含む。

委員からは、両案に意見が分かれ、「見積りが難しく、その見積りも正しいか検証できないので案1に賛成」という意見がある一方、「本当に見積りができないのか。もし案1ならば再公開草案が必要では」と案2を支持する意見も聞かれた。

(2) 有償支給取引

第92回収益認識専門委員会では示された文案から、表現を修正した文案が示された。

委員からは、「グループ間で有償支給取引を行う場合、最終的には収益は連結で相殺されるが、その場合でも、買戻し義務の有無によって判定する意味があるのか」という質問に、事務局からは「ヒアリングをする」と、取引は千差万別。たとえば100%の製造子会社と大規模な上場子会社では違う。グループ間で一律の取扱いが難しい」との回答があった。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
4月10日(火)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(3月分)	① 所得税と復興特別所得税をあわせて源泉徴収する。
4月16日(月)まで (15日が休日のため)	② 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書	② 4月1日の現況で提出。
4月中の市町村条例で定める日まで	③ 固定資産税(都市計画税)第1期分の納付 ④ 軽自動車税の納付	
5月1日(火)まで (注)4月末日が振替休日のため	⑤ 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成30年2月分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ⑥ 申告期限延長法人の法人税確定申告 1 1月延長法人(平成30年1月期) 2 2月延長法人(平成29年12月期) ⑦ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑧ 消費税確定申告(1カ月ごと)(2月期) ⑨ 法人の中間申告(半期、8月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑩ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1 1月ごと(2月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3 3月ごと(5月、8月、11月期) ⑪ 公共法人等の住民税均等割の申告納付 ⑫ 公益法人等の損益計算書等の提出(平成29年12月期)	⑤～⑩ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑦、⑧ 消費税の課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
(付記)⑬ 公益法人等(法人税申告書提出法人を除く)は年間収入金額の合計額が8,000万円超となる場合に、その事業年度終了の日から4カ月以内に損益計算書等を主たる事務所在地の所轄税務署長に提出する義務がある(措法68の6、指令39の37)。		

事務局からは、懸案事項については、専門委員会で作案を示し議論を経た後、次回の親委員会で公表議決を行いたい旨が示された。

公正価値測定に関するガイダンスおよび開示

金融商品に関する時価（公正価値）のガイダンスおよび開示に関して、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みについて、次のような予備的分析および追加作業が行われており、その結果が事務局から示され、審議が行われた（アウトリーチの資料等については、<https://www.asb.or.jp/jp/project/proceedings/>）。

- (1) 財務諸表作成者に対するアウトリーチの結果の概要
- (2) 財務諸表利用者に対するアウトリーチの結果の概要
- (3) 国際的な会計基準と整合性を図ることに對する今後の進め方の検討（金融商品）

委員からは、「利用者へのアウトリーチで、IFRS13号のレベル3の開示が金融危機時に有用性が高まるという意見があったが、本当に有用か議論を深めてほしい」などの意見が聞かれた。

会計

注記情報の充実に関する新規テーマ、議論を持ち越す方向へ——FASB、基準諮問会議

去る3月8日、公益財団法人財務会計基準機構内に設置されている基準諮問会議は、第32回基準諮問会議を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

前回までに提案されたテーマ

前回までに提案されたテーマは次のとおりである。

会計基準レベル

・経営者が会計方針を適用する

（2018/2018-0309.html参照）。

実務対応レベル

・日本公認会計士協会会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約および貸出コミットメントに関する規定の改正

まず、実務対応レベルのテー

仕事の中の雑談。それはとても価値ある営みです。コミュニケーションの潤滑油であり、ほっと一息つける時間であり、同僚の人となりを知る機会でもあります。もちろん長すぎる雑談は仕事に支障を来しますから、ほどほどにする必要があります。同僚や友人たちと、楽しく、ときに憂さ晴らしができる時間は、働く私たちにとって明日へのエネルギーになります。ただ、職場を離れた場所でも、ときにはまじめな雑談をすることも必要だと思います。仕事でや飲み会における雑談では、世間や社内での話題になっていること、第三者についての愚痴や笑える話、自分も関係するエピソードなどが中心で、自分についてのまじめな話はほとんどないのではないのでしょうか。もちろん仕事ではまじめな話ばかりしてしまいますが、それはあくまで仕事についてのまじめな話です。読者の皆さんは、職場を離れた場所でも、気楽でリラックスした雰囲気のもと、自分自身についてのまじめな話をする機会がどのくらいあるでしょうか。

私たちビジネスパーソンは、日々考え、判断し、振り返りながら仕事を進めています。しかし、仕事に忙殺されるなかで自分自身のことをまじめに考える

作業を後回しにしてしまっているように感じます。自分の人生における優先順位、今までのキャリアとこれからのキャリア、家族のこと、恋人や友人のことなど、本当は立ち止まってじっくりと考えなければならぬことがあるのに、何となく流してしまっていないでしょうか。もし、そうであるならば、気楽でリラックスした雰囲気でもまじめな話をする場をもつことをお勧めします。



たとえば、筆者は、「月例会」という月に1回立ち止まって考えるための時間をつくったり、気楽でリラックスできるけどまじめな話ができる友人と食事に行く機会をつくったりしています。その場では、自分の考えがよく整理できたり、これから何をすべきかがみえたり、思いがけないアイデアが生まれたりして、大変有意義な時間を過ごすことができている。誤解しないでほしいのは、

ひたすらまじめな話だけをしていくわけではないということです。愚痴をいうこともあれば、お互いに爆笑するようなエピソードについて話すこともあり。ただ、それらはまじめな話を進めていくうえでのスパイスのようなものです。本題はまじめな話であることを忘れなければいいのです。

もしそんな風にまじめな話ができる人が身近にいないというのであれば、旧友のなかで探してみてください。今日はこんなことについて話したいのだけど、いい？」と聞いたときに、茶化したり話を逸らしたりしない人が必ずいます。まずは、そんな人を見つけたところから始めてみてはいかがでしょうか。

仕事に忙殺されて、自分自身のことをしっかりと考えないで過ごしてしまうと、あなた自身が自分の人生の主役になれず、ただ流されているだけになってしまいます。数年後に後悔をしないためにも、気楽でリラックスした雰囲気でもまじめな話を語り合える仲間をぜひみつけてみてください。気楽にリラックスしてまじめな話をする、価値ある時間を過ごせたいと思い、日頃、経験できない心地よさを感じることでしよう。

（メンタルクリエイター 江口 毅）

マについては、国際的な規制（バーゼルⅢ）の確定に伴い、今後、実務対応専門委員会にて新規テーマの評価が行われる予定である。

また、会計基準レベルのテーマに関しては、前回（2017年12月1日号（No.1497）情報フラッシュ参照）の審議において、当該注記の開示は「将来予測や見積りを含む項目を理解するうえで有用である」、「国際的な動向を含め開示全体の動向を踏まえて議論すべきである」、「ボイラープレート的な開示となり有用ではない」等の意見があり、委員の間でのコンセンサスが得られていなかった。

これらの状況を踏まえて、事務局は、ASBJに新規テーマの提言をするか否かを判断するためには、当該注記の開示を行う具体的な範囲や、当該注記の開示を行った場合の有用性について深掘りして検討する必要があるとの考えを示した。そのうえで、ASBJのディスクリージャー専門委員会にテーマのさらなる検討を依頼して、その報告を受けたうえで基準諮問会議において、あらためてASBJに新規テーマを提言するか否かを判断することとしてはどうかという提案があった。これに対して、委員からは特段反対の声は聞かれなかった。

今回提案されたテーマは次のとおりである。

実務対応レベル

・暫定的な会計処理の確定時における比較年度の財務諸表に関する取扱い（企業会計基準21号「企業結合に関する会計基準」注6、104（2項））

企業結合会計基準（注6）では、企業結合に関する暫定的な会計処理が翌年度に確定した場合、比較年度の財務諸表を遡及修正する必要があるとされているが、当該遡及修正に関する取扱いは特に大量の貸出金がある

改正実務対応報告18号の適用時期等、検討

会計

去る3月7日、企業会計基準委員会は、第116回実務対応専門委員会を開催した。

今回も前回に引き続き、実務対応報告18号に関する修正項目として、資本金金融商品に関する公正価値変動のノンリサイクリング処理（以下、「ノンリサイクリング処理」という）の追加について検討が行われた。

なお、事務局は前回までに提案していたノンリサイクリング処理の修正に関する方針等につ

銀行業界では実務上の負担が高く、結果として企業買収案件の時期の柔軟性が妨げられるなど、企業経営を阻害する一要因にもなり得ている。そこで、全国銀行協会より、比較財務諸表への遡及修正を廃止する方向で当該取扱いの見直しを行うことが提案された。

事務局は実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼することを提案した。これに対して専門委員からは「重要性がある場合でも遡及修正しないとしてよいのか」、「IASBへの意見発信も視野に入れるべき」などの声が聞かれたものの、事務局提案にはおおむね賛同した。

いて、現状の提案を変更しない考えを示した。

適用時期

仮に、改正実務対応報告18号案（以下、「公開草案」という）を本年3月までに公表し、コメント募集期間を2カ月とすると、基準の最終化は本年6月以降になることが予想される。この場合、改正実務対応報告18号の適用を2018年4月1日以後開始する連結会計年度からとすると、3月決算の企業ではすでに

法人企業景気予測調査

（内閣府・財務省） 平成30年1～3月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金（以下、「資本金」といいます）1千万円以上の法人（ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上）を対象としています。以下は、平成30年1～3月期調査結果の概要です。

対象企業数 15,740社
回答企業数 12,811社
回収率 81.4%

景況	●貴社の景況	貴社の景況判断BSI（「上昇」-「下降」社数構成比）			
		29年10～12月 前回調査	30年1～3月 現状判断	30年4～6月 見通し	30年7～9月 見通し
大企業	全産業	6.2	3.3	0.3	5.8
	製造業	9.7	2.9	▲1.5	6.1
	非製造業	4.5	3.4	1.2	5.7
	中堅企業	5.3	0.8	1.6	7.1
中堅企業	全産業	13.1	▲2.6	5.2	9.4
	製造業	3.0	1.8	0.6	6.5
	非製造業	▲2.3	▲9.9	▲2.6	▲1.6
	中小企業	2.0	▲8.0	1.4	1.4
中小企業	全産業	▲3.2	▲10.3	▲3.4	▲2.2
	製造業				
	非製造業				
国内の景況判断BSI（「上昇」-「下降」社数構成比）		29年10～12月 前回調査	30年1～3月 現状判断	30年4～6月 見通し	30年7～9月 見通し
大企業	全産業	13.6	8.6	5.5	6.4
	製造業	13.1	8.0	3.3	4.9
	非製造業	13.9	8.9	6.6	7.1
	中堅企業	14.5	8.1	7.3	6.9
中堅企業	全産業	18.0	11.0	7.3	8.8
	製造業	13.4	7.3	7.2	6.3
	非製造業				
	中小企業	0.0	▲3.4	1.4	0.3
中小企業	全産業	4.1	▲1.9	2.0	▲0.2
	製造業				
	非製造業	▲0.8	▲3.7	1.2	0.4

（注）本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

進行している年度に適用されることになる。

これを踏まえて事務局は、原則適用の時期を、「2019年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から」と提案した。

早期適用の要否

事務局は、仮に前記適用時期を前提にすると、年度と四半期に適用される会計方針を首尾一貫させる観点や、同じ年度ですでに経過した四半期会計期間と早期適用した四半期会計期間との四半期財務諸表間の比較可能性の観点から、原則として期首から適用すべき（早期適用の定めを設ける必要がない）と考えている。しかし一方で、今回の見直しは公表時点において在外子会社等ですでに適用されているIFRS9号の内容を修正するものであるため、首尾一貫性を損なう恐れがあるとして、それらを上回るだけの強いニーズが聞かれる場合には、早期適用の定めを設けて例外的に取り扱うことも考えられるとしている。

早期適用のニーズがあるかどうかについては、専門委員から「ニーズはあまり聞かれないが、3月決算以外の会社向けに早期適用の定めを設けるべき」「ニーズはないから、整備する必要はない」「ニーズがあるかわからないから公開草案で問うべき」などさまざまな意見が聞かれた。

経過措置の要否

公開草案で提案する予定のノンリサイクリング処理を連結決算上修正して取り込む取扱いは、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更と該当するものと考えられる。遡及修正する場合、ノンリサイクリング処理を修正するに際し、過去の期間に関して減損処理が必要かどうかの検討を行い、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合に該当するかどうかの判断を行うことになる。

一方で、ノンリサイクリング処理について、在外子会社等がIFRS9号（2009年）を早

期適用している場合、IFRS9号を早期適用した時点まで遡及することになるため、遡及する期間が長期間になり、過去のどの時点で情報が入手可能であったものかを客観的に区別する点で修正が困難となる可能性がある。

これを踏まえて事務局は、IFRS9号を適用している過去の期間のすべてに遡及適用することを原則的な取扱いとするが、適用初年度の期首時点で減損処理が必要かどうかの検討を行い、会計方針の変更による累積的影響額を算定し、当該期首時点の利益剰余金に計上する経過措置を認めることを提案した。

会計

IFRS16号、コメント募集案を公表へ

—ASBJ、エンドースメント作業部会

去る3月12日、企業会計基準委員会は第42回IFRSのエンドースメントに関する作業部会を開催した。

今回は、次に挙げる2点に関するエンドースメント手続についての議論を行った。

- ① IFRS16号「リース」
- ② 重要な会計基準以外の会計基準等

IFRS16号「リース」

今回は、これまでのエンドースメント手続に関する議論およびリース会計専門委員会での意見を踏まえて、コメント募集案の形式にした事務局の評価についての検討が行われた。

次に挙げる①～⑤の事項をIFRS16号のエンドースメント手続における論点として識別し、検討を行った結果として「削除または修正」を行わずに受

入可能であると事務局は判断した。

- ① すべてのリースに係る資産および負債の認識
- ② 単一費用認識モデル
- ③ 貸手の会計処理
- ④ セール・アンド・リースバック取引
- ⑤ 開示

重要な会計基準以外の会計基準等

前回（2018年2月10日号（No.1503）情報フラッシュ参照）、重要な会計基準以外の会計基準等で、2017年7月から12月の間に公表されたものに

関するエンドースメント手続が行われ、「関連会社及び共同支配企業に対する長期持分」（IAS28号の修正）については会計基準に係る基本的な考え方の観点から検討が必要との意見が専門委員から出た。

今回は、これを踏まえて、「関

連会社及び共同支配企業に対する長期持分」について、「削除または修正」の要否を追加的に検討した。

本改正により、関連会社等に対する長期持分に係る損失の二重計上の問題が顕在化する可能性があるため、当期純利益に与える影響を考慮して、会計基準に係る基本的な考え方の観点から追加のエンドースメント手続が必要であると考えられた。

これに対して事務局は、「削除または修正」を行うまでには至らないとの考えを示した。

その理由としては、IAS28号については本改正を除き、基本的な取扱いはずにエンドースメント手続が終わっており、また、IFRS9号の減損部分も「削除または修正」を行わずにエンドースメント手続に係る公開草案を公表しているなど、それぞれの基準を受入可能としていること等を挙げた。

会計

IFRS17号に関するIASBとTRG会議の議論の状況、報告

—ASBJ、保険契約専門委

去る3月7日、企業会計基準委員会は第27回保険契約専門委員会を開催した。

2月6日にIFRS17号「保険契約」の移行リソースグループ会議（以下、「TRG会議」とい

う)が開催され、IASBに寄せられた要望書に基づいて議論が行われた。

これを踏まえて、今回はIASBスタッフの見解およびTRG会議における議論の状況について事務局から説明された。

毎年保険料を改訂するしくみを有する契約の境界線

「毎年保険料を改訂するしくみを有する契約の境界線は1年か1年超か、すなわち、保険料改訂後のキャッシュ・フローは将来の契約に関連するため、これらの契約の測定に使用されるキャッシュ・フローは保険料を改訂する目までのもののみであるかどうか」という内容の要望書がIASBに寄せられた。

要望書では次の2種類の保険契約について検討されている。

- ① 「年齢に応じて料率が改訂される保険契約」
- ② ユニット・リンク型の投資要素と、①「年齢に応じて料率が改訂される保険契約」の特徴をあわせ持つ「有配当契約」

これについてIASBスタッフは、既存の契約は既存の契約者に何らかの追加的な実質的権利を与えないため、新しい契約者に適用される保険料と同じ保険料での契約更新は新しい契約として扱うべきであり、「年齢に

応じて料率が改訂される保険契約」において、更新後の期間に生じるキャッシュ・フローは既存の契約の境界線内に含めるべきではないとの考えを示した。

他方、TRG会議では改訂後の条件から発生するキャッシュ・フローは既存の保険契約の境界線内に含めるべきだとの結論に至った。

TRGメンバーとIASBスタッフの結論が異なってしまう原因として、念頭に置いている前提条件が違っていること等が挙げられた。

カバー単位を識別するための給付の量の決め方

契約上のサービス・マージンは、保険契約の給付の量が反映されたカバー単位と予想残存期間に基づいて、保険契約グループのサービスを反映するように当期を含めた各期に配分され、保険収益として計上される(IFRS 17号B119(a))。ここでいう「給付の量」の定義を問う要望書がIASBに寄せられた。

これについてIASBスタッフは、グループのカバー単位の決定は、保険事象の発生可能性の影響を次のように反映することと結論づけた。

・ 契約の予想存続期間に影響を及ぼす範囲内で保険事象が発生する可能性を反映する。

・ 原則として、グループのなかの契約が提供するカバーのレベルが期によって変動すること、を反映するが、カバーのレベルは各期の契約上の上限レベルのカバーであり、予想事象を反映したカバーのレベルではない。

・ ある期の予想保険請求金額に影響を及ぼす範囲での保険事象の発生可能性を反映しない。

TRG会議でも、IASBと同様の結論に至った。

単一の保険契約の保険構成要素の分解

企業は異なるリスクを有するさまざまな種類の保険商品を1つの保険契約にしており、測定目的で単一の契約の保険要素を分解することを認めているかどうかについてIASBに要望書が寄せられた。

これについてIASBは、リスクの異なる種類の商品を1つの法的な保険契約にまとめているというだけでは、契約が契約上の権利および義務の実態を反映していないと結論づけるには十分ではないとの考えを示した。また、TRG会議でも同様の結論に至った。

経理用語の豆知識



従業員等に権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権はストック・オプションに該当する。ただし、従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証できる場合はストック・オプションに該当しないものとなる。

権利確定日以前の会計処理は、従業員等からの払込金額を純資産の部に新株予約権として計上する。また、企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、権利の行使または失効が確定するまでの間、新株予約権として計上する。

権利日確定後の会計処理は、権利行使され、新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。権利不行使による失効が生じた場合、失効が確定した期に失効に対応する部分を利益として計上する。

金融

トランプ政権の輸入制限措置が金融政策に与える影響

トランプ米大統領は3月8日、鉄鋼とアルミニウムについて輸入制限を設ける文書に署名した。各々25%と10%の関税を課す予定で、3月23日から発動する。ただ安全保障上の観点から、相手国により柔軟に対応し、北米自由貿易協定(NAFTA)の再交渉中のカナダとメキシコには、今回のタイミングでの発動は猶予する。安全保障の観点から関係の深い日本については、今のところ具体的な対応は

示していないものの、仮に発動されれば日本の輸出産業に与える影響は小さくない。

中国やEUに対する対応も注目される。現時点で中国は、商務相が「貿易戦争は望まない」として報復関税などの対抗措置を取る姿勢は示していない。EUは、競争政策の担当者が「米国に要求している輸入制限の適用除外が認められなければ対抗措置を取る」と発言したことが報道され、強硬な姿勢が目立つ。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年 3月6日	システム監査基準(案)、 システム管理基準骨子 (案)、システム管理基準 (案)	経済産業 省	情報システムに想定されるリスクを適切にコントロール・運用するための手段のひとつであるシステム監査制度について、昨今の社会情勢の変化や技術の進展等を踏まえ、改訂するもの。コメント期限は2018年3月20日まで。 http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595218007&Mode=0	—
2018年 3月7日	監査事務所情報開示検討プロジェクトチーム 「監査品質の指標(AQI) に関する研究報告」(公開草案)	JICPA	上場会社の監査を担う監査事務所が、監査品質の向上に向けた取組みを外部に公表する場合や被監査会社の監査役等に説明する場合に用いる監査品質の指標(AQI)について、利用者に参考となる指標およびその指標の活用方法を取りまとめたもの。コメント期限は2018年6月7日まで。 http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/20180307xit.html	—
2018年 3月9日	決算短信・四半期決算 短信作成要領等	東京証券 取引所	決算短信および四半期決算短信について、公認会計士または監査法人の監査・レビューが不要であることをより明確化する観点から、サマリー様式(参考様式)に表示している注記の文言を変更している。 http://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/format/summary/index.html	—
2018年 3月13日	実務対応報告第37号 「実務対応報告第34号の 適用時期に関する当面 の取扱い」	ASBJ	マイナス金利に関する退職給付債務等の割引率の取扱いを定めた実務対応報告34号を、当面の間、適用するとするもの。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2018/2018-0313.html	2018年 4月1日号 情報フラッシュ 参照

内外政治の株式市場へのインパクト

証 券

報復関税などで関税の引上げの動きが各国に広まれば、物価上昇の動きが強まり、世界的な利上げに拍車をかけることになる。

一方で、アメリカ経済の強さは経済指標から確認されており、3月9日に発表された雇用統計からも、非農業部門の雇用者数が前月比31万3千人の増加となり、市場予測の20万人を大きく上回った。失業率は前月と同じ4・1%で、平均時給は26・75ドルと前月比2・6%増加にとどまった。それでも、失業率の大幅な低下と徐々に上昇傾向をみせ始めている賃金の

上昇は、米FRBの年内利上げ回数を3回から4回とみる市場観測を強める結果となっている。

しかし、今回のトランプ政権の輸入制限の発動で、賃金の上昇を伴う物価上昇のサイクルが明確に動き出す前に、輸入物価の高騰が国内物価に波及すれば、個人消費の増加を伴わない物価上昇につながる。この場合、FRBの利上げ回数の増加はアメリカ経済にはマイナスの影響を与えることになる。トランプ政権の輸入制限措置は、FRBにも新たな課題をもたらした。

世界の主要国株価は3月初めにトランプ大統領の輸入関税導入表明によって同時に下げ、その後の方向を模索し始めたところ、国際政治に大きなイベントが発生した。長らく地政学リスクのトップに挙げられてきた米朝対立の転機となり得るアメリカと北朝鮮のトップ会談が突如、決まったことである。

アメリカ大統領と北朝鮮労働党委員長というトップ同士が直接会談を行うのは史上初のことであり、それだけで株式市場には

は、米朝会談という新たなリスクを抱え込んだともいえる。

政治問題では、日本の株式市場だけの材料であるが、「森友学園」関連の決裁文書の改ざん問題が浮上した。大きな目でみれば小さな問題であるが、前代未聞の政治・行政問題である。盤石とみなされてきた安倍政権の根幹を揺るがす可能性がある。現段階では株価に影響は生じていないが、現在の株価はアベノミクスによって回復してきたと市場は受け止めてきただけに、政権の動揺は株価のマイナス材料となることは間違いない。

もとより世界の株価を方向づけるものは、基本的には景気や企業収益の動向である。当面の鍵はアメリカの経済状況、それを踏まえて予定されているFRBの利上げを市場がどう受け止めるか、消化していくかだ。市場が過剰な反応をせず、景気実勢に見合った適切な利上げとして受け止めれば、アメリカの株価上昇は長期化する可能性がある。それは世界の株価を引き上げていくことにつながっていく。

日本の株価も同時上昇の環に加わることを期待したいところだが、国内政治の展開いかんによつては世界の株価の流れから外れかねないことが懸念される。